

外務省

《外務省》

表 11-1 外務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	外務省における政策評価の基本計画（平成20年3月5日策定） 平成20年10月1日改定 平成21年9月24日改定 平成23年3月31日改定	
基本計画の主な規定内容	<p>1 計画期間</p> <p>2 事前評価の対象等</p>	<p>○ 平成20年度から24年度までの5年間</p> <p>○ 対象は、以下の政策とする。</p> <p>ア 政府開発援助</p> <p>(ア) 個々の政府開発援助のうち、無償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>(イ) 個々の政府開発援助のうち、有償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 規制</p> <p>法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策</p> <p>ウ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）</p> <p>(ア) 次に掲げる措置について、法律又は法律に基づく命令（告示を含む。）の改正によりその内容を拡充する措置又はその期限を変更する措置（期限を繰り上げるものを除く。）が講ぜられることを目的とする政策</p> <p>(i) 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第1項に規定する法人税関係特別措置</p> <p>(ii) 地方税法第757条第一号に規定する税負担軽減措置等のうち税額又は所得の金額を減少させることを内容とするもの</p> <p>(イ) そのほか、国税又は地方税について、租税特別措置法又は地方税法の改正により税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置が講ぜられることを目的とする政策</p> <p>なお、実施が義務づけられている法人税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策についても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。</p>
	3 事後評価の対象等	<p>○ 計画期間内において事後評価の対象となる政策は、法第7条に規定されている要件に該当する政策を含め、実施計画に明記することとする。ただし、社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案して、必要と考えられる場合には適時に評価を行うものとする。</p> <p>ア 外交政策一般</p> <p>実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする。また、これらに加えて、必要と認められる政策については総合評価方式等を用いた評価を行うこととする。</p> <p>イ 租税特別措置等</p> <p>租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドラインに基づき、適切に実施するものとする。また、法人税関係以外の税目に関する租税特別措置等についても、積極的かつ自主的に事後評価を実施するよう努めるものとする。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<p>○ 各政策所管局課は、政策評価と予算・決算の連携を踏まえつつ、政策評価に基づき、その結果を政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）等）に反映させる。</p> <p>○ 総合外交政策局総務課及び政策企画室は、各政策所管局課の評価及びこれに対する総合的な審査の結果に基づき、次年度の総合的又は基本的な外交政策の企画立案に反映させる。</p>

		○ 大臣官房総務課、人事課及び会計課は、政策評価の結果を、予算、定員・機構要求等に活用する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、大臣官房考査・政策評価官室とする。 ア 外務省ホームページにおいても、外務省の政策評価に対する外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設ける。 イ これら意見・要望等については、大臣官房考査・政策評価官室にて、外務省としての評価制度の改善に活用するとともに、必要に応じて関係課に通知し、各関係課が自己評価を行う上で参考材料として活用する。
実施計画の名称	平成 24 年度（平成 23 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画（平成 23 年 4 月 4 日策定） 平成 23 年 12 月 19 日改定	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 7 の基本目標に係る 20 の施策（2 成果重視事業を含む） ○ 49 の具体的施策（3 成果重視事業を含む）
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	○ 未着手：政府開発援助 5 案件 ○ 未了：政府開発援助 14 案件
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 11-2 外務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数			
事前評価	政府開発援助：58件 〔表 11-3-ア、イ〕 《政府開発援助：19件》 〔表 11-3-ウ〕	実施が妥当	58 《19》	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	58 《19》	概算要求に反映	36 《19》	
						事業評価方式：1件（規制） 〔表 11-3-エ〕	規制は適切	1
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）	総合評価方式：24件 〔表 11-3-オ〕 {総合評価方式：20件} 〔表 11-3-カ〕	目標の達成に向けて相当な進展があった	10	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	5	概算要求に反映	5
							機構・定員要求に反映	5
							機構要求に反映	1
							定員要求に反映	5
未着手 （法第7条第2項第2号イ）	政府開発援助：2件 〔表 11-3-キ〕	継続が妥当	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1	中止が妥当	1	
								中止が妥当
		未了 （法第7条第2項第2号ロ）	政府開発援助：16件 〔表 11-3-ク〕	継続が妥当	16	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	16	
								その他の政策 （法第7条第2項第3号）

(注) 1 { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

2 《 》は、平成 22 年度に評価結果が公表され、「平成 22 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 11-3 外務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として無償資金協力について評価を実施し、その結果を平成23年4月13日、6月16日、6月30日、7月28日、8月18日、8月31日、9月14日、11月30日、12月16日、24年1月13日、2月29日、3月12日及び3月29日に「政策評価法に基づく事前評価書」として公表。

表 11-3-ア 新規個別政府開発援助を対象として事前評価した政策（無償資金協力）

No.	評価対象政策
1	「カッサラ市給水緊急改善計画」(スーダン共和国)
2	「第四次幹線道路改修計画」(エチオピア連邦民主共和国)
3	「アムハラ州中学校建設計画」(エチオピア連邦民主共和国)
4	「国道一号線アワシユ橋架け替え計画」(エチオピア連邦民主共和国)
5	「南部地域給水改善計画」(ヨルダン・ハシェミット王国)
6	「ベシオ港拡張計画」(キリバス共和国)
7	「ウランバートル市水供給改善計画」(モンゴル国)
8	「首都圏地滑り防止計画」(ホンジュラス共和国)
9	「マナグアーエルラマ間橋架け替え計画」(ニカラグア共和国)
10	「ルサカ南部地域居住環境改善計画」(ザンビア共和国)
11	「ンドラ市上水道改善計画」(ザンビア共和国)
12	「キンシャサ保健人材センター整備計画」(コンゴ民主共和国)
13	「サイクロン災害復興支援計画」(ブータン王国)
14	「国道九号線(メコン地域東西経済回廊)整備計画」(ラオス人民民主共和国)
15	「ビエンチャン国際空港拡張計画」(ラオス人民民主共和国)
16	「第四次小学校建設計画」(マリ共和国)
17	「ブルイット排水機場緊急改修計画」(インドネシア共和国)
18	「コンセブシオン市、ピラール市給水システム改善計画」(パラグアイ共和国)
19	「マンムナイ橋梁建設計画」(スリランカ民主社会主義共和国)
20	「ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画」(タンザニア連合共和国・ルワンダ共和国)(2件)
21	「カブール県及びバーミヤン県灌漑施設整備計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
22	「第二次クルガンチュベードウスティ間道路改修計画」(タジキスタン共和国)
23	「中央高地3県における学校建設計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
24	「ウガンダ北部アチョリ地域国内避難民帰還・再定住促進のためのコミュニティ再建計画」(ウガンダ共和国)
25	「カブール国際空港駐機場改修計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
26	「カブール市東西幹線道路等整備計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
27	「バーミヤン空港改修計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
28	「第二次農地改革地域橋梁整備計画」(フィリピン共和国)
29	「第二次中等学校改善計画」(マラウイ共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表11-4-(1)参照。
なお、平成24年度予算要求までに公表したNo.1~20については、予算要求に反映。

(2) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として有償資金協力について評価を実施し、その結果を平成23年5月19日、6月8日、6月16日、7月28日、8月18日、8月31日、11月4日、11月30日、24年2月1日、2月29日、3月29日及び3月30日に、「政策評価法に基づく事前評価書」として公表。

表 11-3-イ 新規個別政府開発援助を対象として事前評価した政策（有償資金協力）

No.	評価対象政策
1	「パドマ多目的橋建設計画」（バングラデシュ人民共和国）
2	「クルナ水供給計画」（バングラデシュ人民共和国）
3	「アンドラ・プラデシュ州農村部高圧配電網整備計画」（インド）
4	「バンガロール・メトロ建設計画（第二期）」（インド）
5	「ビハール州国道整備計画」（インド）
6	「マディヤ・プラデシュ州送電網整備計画」（インド）
7	「ラジャスタン州植林・生物多様性保全計画（フェーズ2）」（インド）
8	「中小零細企業・省エネ支援計画（フェーズ2）」（インド）
9	「新・再生可能エネルギー支援計画」（インド）
10	「南北高速道路建設計画（ダナンークアンガイ間）（第一期）」（ベトナム社会主義共和国）
11	「南北高速道路建設計画（ホーチミンーゾーザイ間）（第二期）」（ベトナム社会主義共和国）
12	「サンパウロ州無収水対策計画」（ブラジル）
13	「ベレン都市圏幹線バスシステム計画」（ブラジル）
14	「フェズ・メクネス地域上水道整備計画」（モロッコ王国）
15	「地熱開発促進プログラム」（インドネシア共和国）
16	「ギソン火力発電所建設計画（第三期）」（ベトナム社会主義共和国）
17	「ニコラ・テスラ火力発電所排煙脱硫装置建設計画」（セルビア共和国）
18	「ガベスーメドニン間マグレブ横断道路整備計画」（チュニジア共和国）
19	「カルシーテルメズ鉄道電化計画」（ウズベキスタン共和国）
20	「カイロ地下鉄四号線第一期整備計画」（エジプト・アラブ共和国）
21	「バンダラナイケ国際空港改善計画（フェーズ2）」（スリランカ民主社会主義共和国）
22	「デリー高速輸送システム建設計画フェーズ3」（インド）
23	「中部ルソン接続高速道路計画」（フィリピン共和国）
24	「ホアラック科学技術都市振興計画（第一期）」（ベトナム社会主義共和国）
25	「ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設計画（第二期）」（ベトナム社会主義共和国）
26	「ホーチミン市都市鉄道建設計画（ベンティン〜スオイティエン間（1号線））（第二期）」（ベトナム社会主義共和国）
27	「国道3号線道路ネットワーク整備計画（第二期）」（ベトナム社会主義共和国）
28	「第二期南部ビンズオン省水環境改善計画」（ベトナム社会主義共和国）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表11-4-(2)参照。
 なお、平成24年度予算要求までに公表したNo.1～15については、予算要求に反映。

（3）以下の19案件（無償資金協力12、有償資金協力7）は、平成22年4月から、政府開発援助を対象として無償資金協力及び有償資金協力について評価を実施し、その結果をそれぞれ「政策評価法に基づく事前評価書」として公表し、「平成22年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該政策評価結果の政策への反映状況として平成24年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載。

表 11-3-ウ 新規個別政府開発援助を対象として平成22年度に事前評価した政策

No.	評価対象政策
無償資金協力	
1	「カブール国際空港誘導路改修計画」（アフガニスタン・イスラム共和国）
2	「カブール県及びパーミヤン県灌漑・小規模水力発電整備計画」（アフガニスタン・イスラム共和国）
3	「ナイロビ西部環状道路建設計画」（ケニア共和国）
4	「東部州5橋架け替え計画」（スリランカ民主社会主義共和国）

5	「感染症病院建設計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
6	「オエクシ港緊急改修計画」(東ティモール民主共和国)
7	「ジェリコ市水環境改善・有効活用計画」(パレスチナ自治区)
8	「ダカール州及びティエス州小中学校建設計画」(セネガル共和国)
9	「中等教育改善計画」(スワジランド王国)
10	「第三次プノンペン市洪水防衛・排水改善計画」(カンボジア王国)
11	「地方州都における配水管改修及び拡張計画」(カンボジア王国)
12	「中等学校建設・施設改善計画」(レソト王国)
有償資金協力	
13	「バンコク大量輸送網整備計画(パープルライン)(Ⅱ)」(タイ王国)
14	「ボスポラス海峡横断地下鉄整備計画(Ⅱ)」(トルコ共和国)
15	「ニャッタン橋(日越友好橋)建設計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
16	「ギソン火力発電所建設計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
17	「道路改良・保全計画」(フィリピン共和国)
18	「ヤムナ川流域諸都市下水等整備計画(Ⅲ)」(インド)
19	「大コロombo圏都市交通整備計画(フェーズ2)(第二期)」(スリランカ民主社会主義共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表11-4-(3)参照。

- (4) 規制の新設又は改廃に係る以下の1政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年3月8日に「規制の事前評価書」として公表。

表11-3-エ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	子の住所等に関する情報及び子の社会的背景に関する情報の中央当局(外務大臣)への提供義務の導入

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表11-4-(4)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成23年度(平成22年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、以下の外務省の7の基本目標に係る24の施策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年8月29日に「平成23年度外務省政策評価書(平成22年度に実施した施策に係る評価書)」として公表。

表11-3-オ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	アジア大洋州地域外交	引き続き推進
2	北米地域外交	改善・見直し
3	中南米地域外交	改善・見直し
4	欧州地域外交	改善・見直し
5	中東地域外交	改善・見直し
6	アフリカ地域外交	改善・見直し
7	国際の平和と安定に対する取組	改善・見直し
8	軍備管理・軍縮・不拡散への取組	引き続き推進
9	原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力	改善・見直し
10	国際経済に関する取組	改善・見直し

11	国際法の形成・発展に向けた取組	改善・見直し
12	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	改善・見直し
13	海外広報、文化交流	改善・見直し
14	報道対策、国内広報、I T広報	改善・見直し
15	領事サービスの充実	改善・見直し
16	海外邦人の安全確保に向けた取組	改善・見直し
17	外国人問題への対応強化	改善・見直し
18	外交実施体制の整備・強化	改善・見直し
19	外交通信基盤の整備・拡充及びI Tを活用した業務改革	引き続き推進
20	経済協力	改善・見直し
21	地球規模の諸問題への取組	改善・見直し
22	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	引き続き推進
23	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	引き続き推進
24	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表11-4-(5)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成24年度(平成23年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、以下の外務省の7の基本目標に係る20の施策を対象として評価を実施中。

表11-3-カ 総合評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
1	アジア大洋州地域外交
2	北米地域外交
3	中南米地域外交
4	欧州地域外交
5	中東地域外交
6	アフリカ地域外交
7	国際の平和と安定に対する取組
8	国際経済に関する取組
9	国際法の形成・発展に向けた取組
10	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供
11	海外広報、文化交流
12	報道対策、国内広報、I T広報
13	領事業務の充実
14	外交実施体制の整備・強化
15	外交通信基盤の整備・拡充及びI Tを活用した業務改革
16	経済協力
17	地球規模の諸問題への取組
18	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献
19	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献
20	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

(3) 「平成23年度(平成22年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未着手(法第7条第2項第2号イ)の2案件を対象として評価を実施し、その結果を平成23年8月29日に「平成23年度外務省政策評価書(平成22年度に実施した施策に係る評価書)」として公表。

表 11-3-キ 未着手の事業（政府開発援助）を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	「カモジャン地熱発電所拡張計画（E/S）」（インドネシア）	引き続き推進
2	「ビジャカパトナム港拡張計画（E/S）」（インド）	廃止、休止、中止

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 11-4-(6) 参照。

2 平成 23 年度（平成 22 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画では、法第 7 条第 2 項第 2 号イとして 8 案件を評価することとしていたが、計画策定後の実施状況により 2 案件を評価している。

(4) 「平成 23 年度（平成 22 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未了（法第 7 条第 2 項第 2 号ロ）の 16 案件を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 8 月 29 日に「平成 23 年度外務省政策評価書（平成 22 年度に実施した施策に係る評価書）」として公表。

表 11-3-ク 未了の事業（政府開発援助）を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	「スービック港湾開発計画」（フィリピン）	引き続き推進
2	「地方都市上下水道整備計画（Ⅱ）」（ペルー）	引き続き推進
3	「リマ首都圏周辺居住域衛生改善計画」（ペルー）	引き続き推進
4	「第 7 次バンコク上水道整備計画（Ⅱ）」（タイ）	引き続き推進
5	「首都圏通勤線電化計画」（チュニジア）	引き続き推進
6	「水資源開発セクターローン（Ⅱ）」（インドネシア）	引き続き推進
7	「海事訓練学校整備計画」（インドネシア）	引き続き推進
8	「ジャワ幹線鉄道電化・複々線化計画（第 1 期）」（インドネシア）	引き続き推進
9	「地方道路網整備計画（Ⅲ）」（フィリピン）	引き続き推進
10	「カトゥビグ農業総合開発計画」（フィリピン）	引き続き推進
11	「ホーチミン市水環境改善計画（Ⅰ）」（ベトナム）	引き続き推進
12	「国道 1 号線バイパス道路整備計画」（ベトナム）	引き続き推進
13	「クーロン（カントー）橋建設計画」（ベトナム）	引き続き推進
14	「山東省泰安揚水発電所建設計画」（中国）	引き続き推進
15	「瀋陽環境整備計画（2）」（中国）	引き続き推進
16	「メラムチ給水計画」（ネパール）	引き続き推進

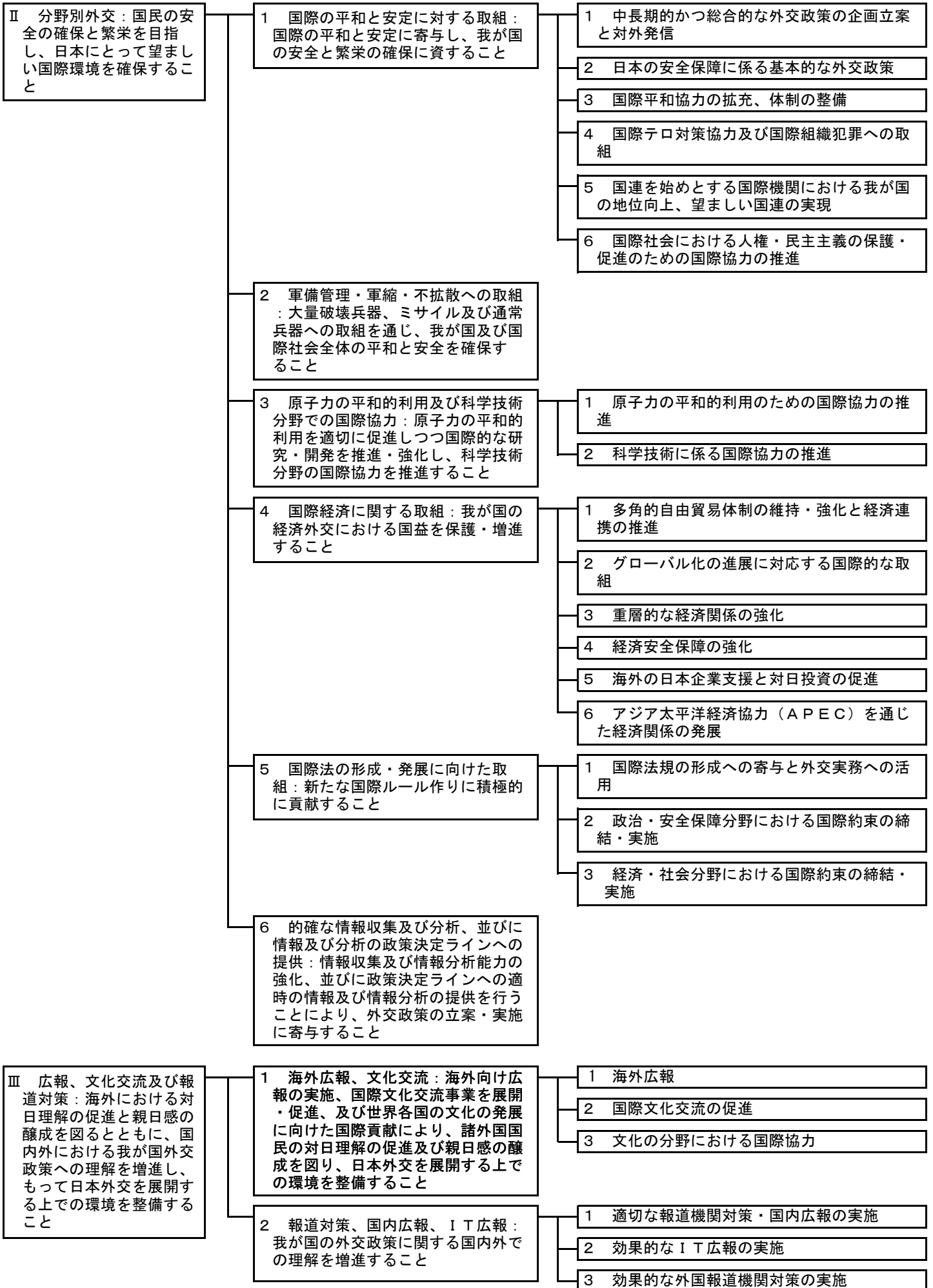
(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 11-4-(7) 参照。

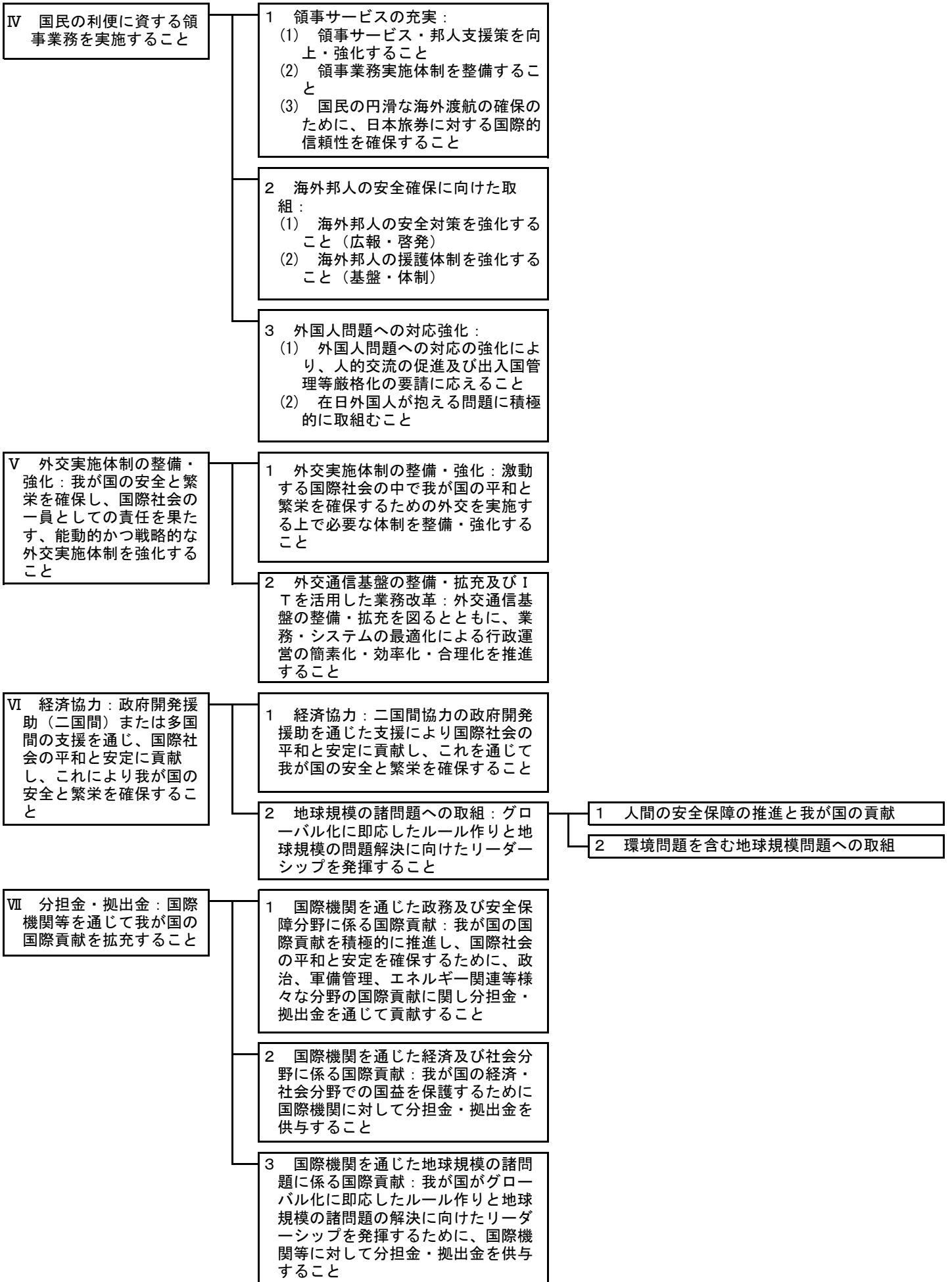
2 平成 23 年度（平成 22 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画では、法第 7 条第 2 項第 2 号ロとして 24 案件を評価することとしていたが、計画策定後の実施状況により 16 案件について評価を実施している。

政策体系(外務省)

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの

基本目標	施策	具体的施策
I 地域別外交：各地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築し、日本にとって望ましい国際環境を確保すること	1 アジア大洋州地域外交：アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、長期的ビジョンとして「東アジア共同体」構想を掲げ、地域協力を推進するとともに、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築すること	1 東アジアにおける地域協力の強化 2 朝鮮半島の安定に向けた努力 3 未来志向の日韓関係の推進 4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等 5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化 7 南西アジア諸国との友好関係の強化 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化
	2 北米地域外交：我が国外交の基軸である日米同盟関係の深化及び日加関係を更に推進すること	1 北米諸国との政治分野での協力推進 2 北米諸国との経済分野での協力推進 3 米国との安全保障分野での協力推進
	3 中南米地域外交：中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築すること	1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化 2 南米諸国との協力及び交流強化
	4 欧州地域外交：基本的価値と国際社会での責任を共有する欧州各国及び主要機関、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を強化すること	1 欧州地域との総合的な関係強化 2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進 3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展 4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化
	5 中東地域外交：中東地域の平和と安定、経済的発展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること	1 中東地域安定化に向けた働きかけ 2 中東諸国との関係の強化
	6 アフリカ地域外交：アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップ強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係を強化すること	1 TICADプロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進 2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進





(注) 政策ごとの予算との対応については、外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/yosan_taiou.html) 参照

